第八・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(c)　「対象企業」とは、一方の締約国の領域において他方の締約国の企業家により(i)に定めるところにより直接又は間接に設立される企業であって、関係法令に従い、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立されるものをいう。

(d)　「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供

(ii)　一方の締約国の領域におけるサービスの提供であって、他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの

(e)　「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対する全ての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(f)　「経済活動」とは、産業的、商業的若しくは職業的な性格のサービス若しくは活動又は職人の活動をいう。ただし、政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を除く。

(g)　「企業」とは、法人又は支店若しくは代表事務所をいう。

(h)　「締約国の企業家」とは、一方の締約国の自然人又は法人であって、(i)に定めるところにより他方の締約国の領域において企業を設立しようとし、設立中であり、又は既に設立したものをいう。

(i)　「設立」とは、法人の設立若しくは取得（資本参加によるものを含む。）又は支店若しくは代表事務所の設置であって、持続的な経済的つながりを確立し、又は維持することを目的とするものをいう。(注)

注　両締約国は、拡張が設立の定義を通じて対象企業による設立の形態の中に含まれることを了解する。

(j)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(k)　「地上取扱サービス」とは、空港において次のサービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。

航空会社の代理、管理及び監督
旅客の取扱い
手荷物の取扱い
駐機場サービス
料理の提供（食品の調理を除く。）
航空貨物及び航空郵便の取扱い
航空機に対する燃料の供給
航空機内の点検及び清掃
平面路による運搬
航空便の運航、乗組員の管理及び飛行計画の立案

地上取扱サービスには、セルフ・ハンドリング、保安、ライン・メンテナンス、航空機の修理及び保守並びに空港に不可欠な集中制御型の基盤（除氷設備、燃料分配システム、手荷物取扱システム、固定式の空港内輸送システム等）の管理及び運営のサービスを含まない。

(l)　「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(m)　(i)　一の法人が締約国の自然人又は法人によって「所有」されるとは、当該締約国の自然人又は法人が当該一の法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　一の法人が締約国の自然人又は法人によって「支配」されるとは、当該締約国の自然人又は法人が当該一の法人の役員の過半数を指名し、又は当該一の法人の活動について法的に指示する権限を有する場合をいう。

(n)　「締約国の法人」とは、締約国の法令に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。第一文の規定にかかわらず、英国及び日本国の外において設立される海運会社であって、英国又は日本国の国民によって支配されているものは、当該海運会社の船舶が、英国又は日本国においてそれぞれの法令に従って登録され、かつ、英国又は日本国を旗国とするものである場合には、この章の規定の受益者となるものとする。

(o)　「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i)　中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(p)　「運営」とは、企業の管理、経営、維持、使用、享有及び売却その他の形態の処分をいう。

(q)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他のマーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

(r)　「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスをいう。

(s)　「政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、経済活動に従事する一又は二以上の者との競争を行うことなく提供されるサービス又は遂行される活動をいう。

(t)　「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する自然人又は法人をいう。

(u)　「締約国のサービス提供者」とは、締約国の自然人又は法人であって、サービスを提供しようとし、又は提供するものをいう。

第八・三条　一般的例外

1　次節及び第八・八十六条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。(注)

注　両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

2　次節から第Ｆ節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注　公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注　両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。